

申請書類の提出から 給付金の受領まで

住まいの復興給付金

4

申請書類を提出して、審査を受け
給付金を受領します。

記入を終え、申請書や添付書類が揃っていることが
確認できたら、これらを提出します。
提出から給付金受領までの流れをご確認ください。



16 申請書類の提出から給付金の受領まで

- 申請に必要な書類がすべて揃ってから提出してください。申請書類を提出すると、住まいの復興給付金事務局ではその申請内容について審査を行い、申請が承認された方に給付金の振込みに関するお知らせを発送します。（不備がない場合で申請から給付金の振込みまで通常1.5~2ヶ月程度要する見込みです。）

(1) 申請書類の確認

① 申請書類は、すべて揃っていますか？

- 申請書1/5枚目「申請書類チェックシート」で、提出が必要な申請書類を確認してください。
- 申請書類に不備・不足があった場合は、住まいの復興給付金事務局から電話連絡や住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内を送付します。

書類の形式を間違えないでください。
※指定された形式と異なる場合は、再提出が必要となります。

- ・ 原 本：書類そのもの
- ・ コピー：書類をコピー機等で複写したもの

申請されるすべての方に提出いただく書類です。

記載されている事項に該当する方だけに提出いただく書類です。

ご注意ください。

「郵送」で申請受付を行うため、書類不備等による審査の滞りが給付金の受領までの時間に影響を与えることになります。給付金の受領をスムーズに行うためにも、提出前の確認をお願いします。

② 申請書は正しく記入できていますか？

- 申請書に記入した内容に間違いがないか、記入漏れがないかを確認してください。提出された申請書類の記入漏れや訂正が必要な場合は、住まいの復興給付金事務局よりお知らせします。（電話連絡または郵送による「住まいの復興給付金」申請書類返送と再申請のご案内：P68参照）
- 申請書類に不備・不足があった場合は、給付金の受領まで時間を要します。

③ 提出前に必ず控え(コピー)を取り、申請者が保管してください。

- 提出した申請書類について、給付金の受領までの間に、住まいの復興給付金事務局から電話等により、確認する場合があります。
申請書類は、提出前に必ず控え(コピー等)を取り、給付金の受領まで保管してください。

※住まいの復興給付金事務局では、提出された申請書類の返却を行いません。

④ 申請書類一覧/すべての方に提出いただく書類

■ チェックシート (1/5枚目)

■ 申請書 (2/5枚目)

■ 申請書 (3/5枚目)

■ 申請書 (4/5枚目)

■ 申請書 (5/5枚目)

申請書

A 給付金の口座情報が確認できる通帳等の記載面のコピー

P22参照

B 住宅が被災したことを示す 罹災証明書等

P23参照

C 補修した被災住宅の不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本

P24, 25参照

D 被災住宅に居住していることを示す住民票の写し

P26, 27参照

E 補修工事の工事請負契約書

P28参照

F 補修工事に支払った工事金額を示す領収書

P29参照

G 被災住宅を補修したことを示す補修工事証明書 (【別紙】補修工事内容確認書を含む)

P30, 31参照

添付書類

⑤ 申請書類一覧／該当する方のみ提出いただく書類

申請書

共同申請をされる場合に提出

別紙①
【補修】共同申請者申告書

P56～59参照

工事請負契約が複数の場合に提出

別紙②
【補修】工事請負契約が複数の場合の工事確認書

P60, 61参照

被災住宅の所有者が死亡または行方不明の場合に提出

H 【補修】被災住宅所有者との関係確認書

P32参照

I I-1 住民票の除票の写し（個票）等

P33参照

I-2 戸籍全部事項証明書または除籍全部事項証明書

P33参照

被災住宅の所有者の死亡または行方不明を証明する書類
いずれか1点

J J-1 被災時点で住んでいた市区町村発行の住民票（除票も含む）の写し

P34参照

J-2 戸籍の附票の写し

P34参照

被災住宅の所有者に代わる者が被災時点で被災住宅に居住していたことが証明できる書類
いずれか1点

添付書類

父母・祖父母等が居住するための住宅の補修工事を支援（親孝行住宅再建支援）した場合に提出

K 親孝行住宅再建支援申出書

P35参照

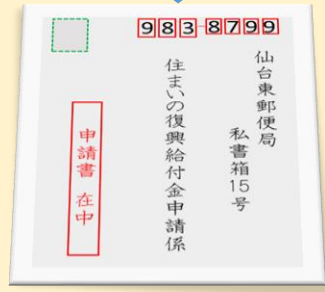
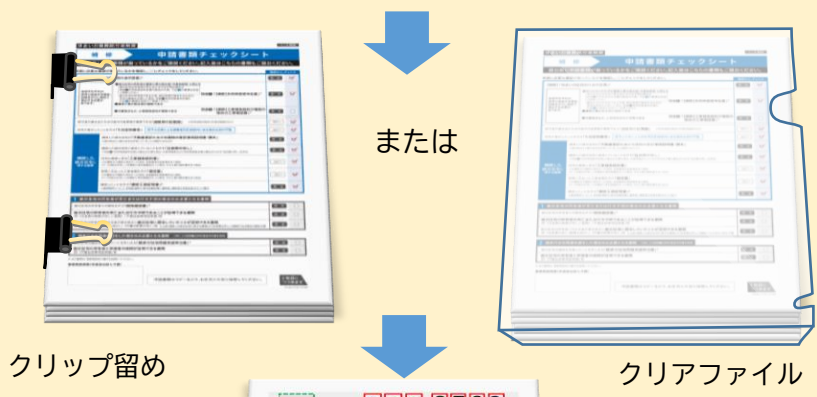
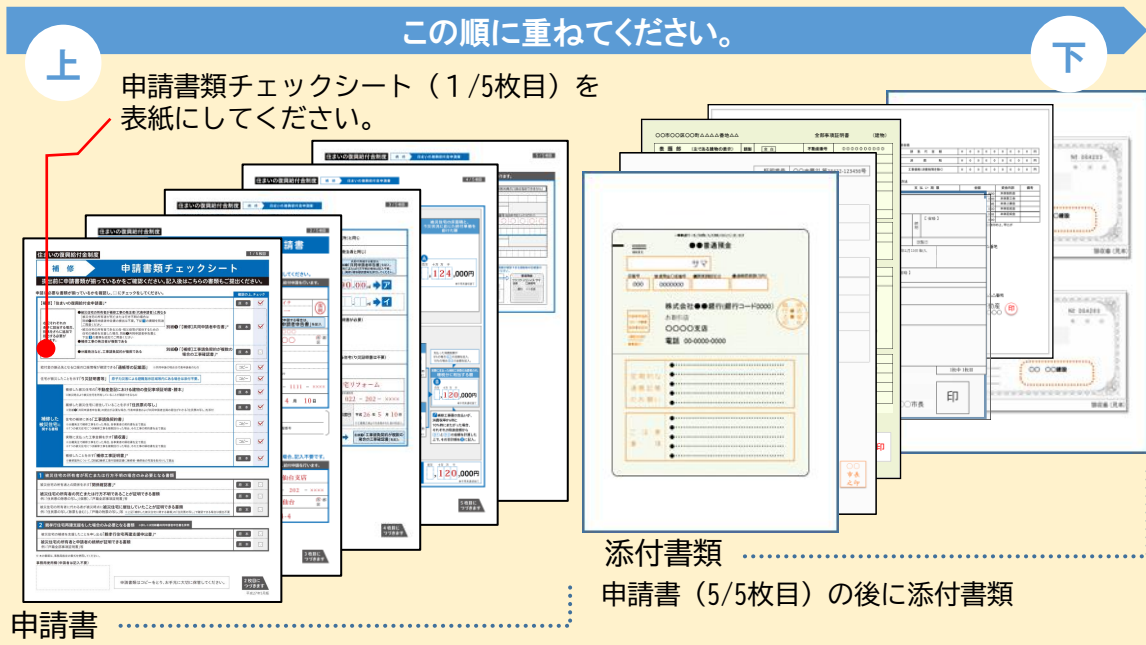
L 戸籍全部事項証明書等

P35参照

(2) 申請書類の提出

① 申請書類の提出準備をしてください。

- 申請書1/5枚目「申請書類チェックシート」に記載されている順に、提出する申請書類をまとめてください。
- まとめた申請書類は、クリップやクリアファイル等でまとめてください。
- 手続代行者が数件分の申請書類を提出される際は、1件ごとにまとめて、提出してください。



申請書類を折り曲げずに入れられる
A4サイズ相当(角型2号等)を使用
してください。

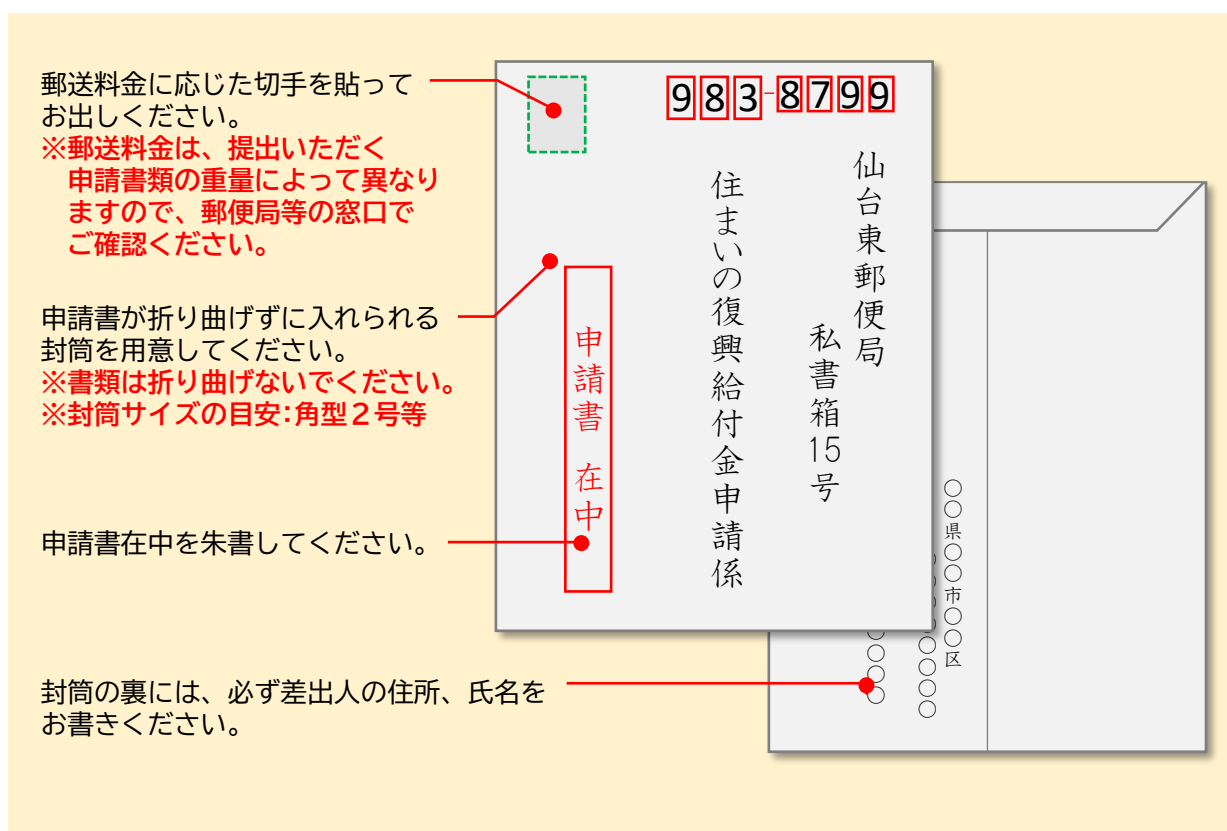
② 申請書類を郵送してください。

- 必ず郵便にて送付してください。メール便・宅配便等による送付はできません。
- 申請書類には個人情報が多く含まれるため、配送状況や到着の確認ができる書留やレターパック等のご利用をお勧めします。
- 申請書類は下記の宛先にお送りください。

【郵送先】 〒983-8799

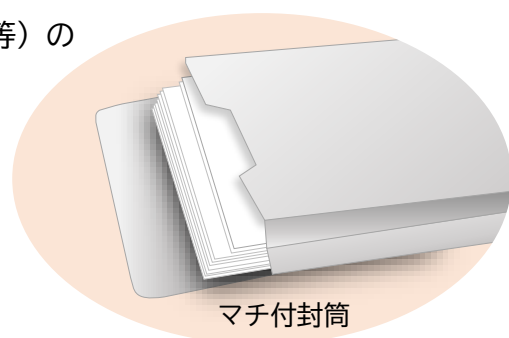
仙台東郵便局 私書箱15号

住まいの復興給付金申請係



ご注意ください。 上記、郵送先以外では受け付けることはできません。

厚みのある書類（数件分をまとめて申請等）の場合は、マチ付封筒が適しています。
（封はしっかりと閉じてください。）



(3)申請書類を提出した後は

- 申請書の審査が行われます。審査過程で、住まいの復興給付金事務局より内容の確認や調査、訂正依頼、不備書類の再提出等をお願いすることがあります。
- 申請から給付金の振込みまで、不備がない場合、およそ1.5~2ヶ月程度要する見込みです。申請数や不備対応等で日数を要する場合があります。

申請書類に不備・不足等が認められた場合

1 住まいの復興給付金 申請書類返送と再申請のご案内（郵送）の送付

提出いただいた申請書類に不備があり審査を進められない場合、不備・不足の内容を記載した通知書類をお送りします。
記載された不備を解消(記入漏れ、修正、不足書類の用意等)したうえで、同封の返送用封筒を使って郵送してください。

2 電話による確認連絡

住まいの復興給付金事務局より申請内容について確認の連絡をすることがあります。

3 住まいの復興給付金事務局による補記、修正

提出された申請書の不備が軽微な場合、返送することなく事務局で修正する場合があります。その確認のため、住まいの復興給付金事務局から電話連絡することがあります。

ご注意ください。

- 申請書(共同申請者申告書を含む)に申請者の記名・押印がない場合や、添付書類の提出のみの場合等は、提出された書類すべてを返却します。
- 長期にわたって、不備内容を訂正いただけない場合、申請を受理できなかったものとして、申請書類を返却することがあります。
- 共同申請の委任を解除する場合について
代表申請者が給付金を受領する前であれば、共同申請の委任を解除することができます。
委任の解除にあたっては、事務局指定の書式「共同申請における委任解除通知書」を提出する必要があります(代表申請者や共同申請者の死亡等により、共同申請の委任が終了した場合も提出が必要になります。)
書類の入手については、申請書の同意事項をお読みのうえ、速やかに住まいの復興給付金事務局コールセンターにご連絡ください。

(4)給付金の受領

- 申請が承認されると「住まいの復興給付金 振込みのお知らせ(給付金の確定通知書)」が申請者(共同申請の場合は、代表申請者)に郵送されます。
※手続代行者には住まいの復興給付金の振込みのお知らせは送付されません。

給付金の振込みに関するお知らせ

- 申請の承認後に発行(郵送)する「住まいの復興給付金 振込みのお知らせ」には、給付金額や振込予定日、振込予定口座が記載されています。
届き次第、内容を確認してください。

振込みのお知らせの内容(例)

振込口座に間違いがないかを必ず確認してください。

住まいの復興給付金事務局
問い合わせ先
フリーダイヤル(無料) 0120-250-460
伊達市の広報(無料) 022-745-0420

見本

住まいの復興給付金の振込みのお知らせ

あなたが住む住まいの復興給付金の申請は受理され、以下の通り給付金を振込む予定となりましたので、お知らせいたします。

- 受付番号 : XXXXXX
- 申請者氏名 : 復興 順一
- 給付対象となる : 900-0000
住宅の住所 (申請者の住所) 宮城県〇市△△町1-1-1
〇〇タワー 405

給付金額	000,000	円
-------------	---------	---

- 給付金振込予定日 : 平成 XX 年 XX 月 XX 日
- 振込予定口座 : XXXXX銀行
XXXXXXXX支店
番 9999999
7777 ジョイ存

※申請書に記載された口座です。申請書欄(連絡事項のコーナー)により訂正している場合があります。

《給付金の振込み等について》

- ・申請いただいた口座情報に誤り等がある場合、予定日に振込できないことがあります。
- ・振込予定口座へ振り込まない場合、金融機関側への問合せにより、口座情報訂正の上で振り込む場合があります。
- ・予定日当日以降に振り込まない場合、事務局より申請書へ電話による問合せが受け付けられます。
- ・給付金の振込遅延もしくはその他の事由によって生じた損害については、事務局は一切の責任を負いません。

- (代表)申請者および共同申請者が給付申請できるのは、1回までです。
- 住まいの復興給付金と目的が異なる制度(住まい給付金制度等)については重複して申請することができません。
- 共同申請の場合、代表申請者のみ振込を決定しております。代表申請者は必ず、共同申請者へ通知内容をお知らせください。
- このお知らせは、手続代行書へは送付していません。
- 給付金の振込みを確認するまで、このお知らせは大切に保管してください。

ご注意ください。

振込みのお知らせが届いたら、記載されている振込口座に間違いがないかを必ず確認してください。間違いがあった場合には、すぐに住まいの復興給付金事務局まで連絡してください。

MEMO

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.